

第 8 期推進会議の進め方について

協議スケジュール

回	日 程		議 事 等
2	令和 6 年	7 月 1 0 日	・ 条例の普及について ☞ 市政世論調査の結果等を参考に、普及の在り方・考え方や普及の方策等について協議
3		1 0 月	・ 条例の適切な運用について(指標を用いた検証) ☞ 市の事業等について、条例の運用に関する指標等を用いて適切に運用されているか判断・検証
4	令和 7 年	1 月	・ 条例の適切な運用について(プロセスによる検証) ☞ 市の行政計画等について、条例の趣旨に則した策定プロセスとしているか検証
5		4 月	・ 条例の見直しについて ☞ 未定
6		7 月	・ 条例の見直しについて ☞ 未定
7		1 0 月	・ 第 8 期報告書(骨子)について ☞ 未定
8	令和 8 年	1 月	・ 第 8 期報告書について 等 ☞ 未定

【参考】

第 8 期推進会議 協議事項（令和 6 年第 1 回会議にて決定済）

- (1) 条例の適切な運用について
- (2) 条例の普及について
- (3) 条例の見直しについて

越谷市自治基本条例推進会議設置条例（抜粋）

第 2 条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 自治基本条例の適切な運用に関する事項
- (2) 自治基本条例の普及に関する事項
- (3) 自治基本条例の見直しに関する事項

2 推進会議は、前項各号の事項について、市長に意見を述べることができる。